

令和8年度第1回旭川中央警察署協議会議事概要

1 開催日時
令和8年6月25日(木) 午後2時30分から午後3時55分までの間

2 開催場所
旭川中央警察署 3階 大会議室

3 出席者
(1) 協議会委員 9人(定員12人)

協議会長	素坂 薄船	野上 井橋	香幸 多宣	織男子
協議会副会長	二階堂	翔好	賀	裕生
委員	長早	坂村	逸充	人彦
委員	内山	崎	里	佳
委員				
委員				
委員				
委員				

(2) 旭川中央警察署員 8人

署長	平八 北加	畑木 村藤	勉博 一一
副署長	見	地	希嵩
刑事・生活安全官			幸
地域官			
交通官			
交通第一課長			
警務課長			
事務局 1人			

4 署長挨拶

5 会長挨拶

6 業務説明

- (1) 旭川中央警察署管内概況
- (2) 自転車への交通反則通告制度
- (3) ヒグマ対策について

7 協議・質疑応答

【委員】

ニュースを見ていると、4月から自転車の違反に対して取締りを強化していく印象を受けていたが、そうではないと理解できました。
実際、取締り件数は増えていますか。

【警察】

基本的に、件数は大きく変わっておりません。
また、交通反則通告制度導入前と後で、自転車に対する指導取締りに対する考え方などは変わっていません。

【委員】

車の運転手が自転車を追い越すためには1メートル以上の間隔をあけなくてはいいませんが、自転車を追い越すために追い越し禁止の線を越えてしまうと違反になるのですか。

【警察】

例えば一車線の道路で、標識や黄色線による追い越し禁止場所として指定されている場合では、黄色の中央線をはみ出してしまうと違反になってしまいます。

自転車を追い越す場合は、時速20から30キロで自転車の安全を注視しながら追い抜く方法と自転車から1メートル以上の間隔をあけて追い越す方法があります。

【委員】

私の若いころは、自転車で左折する時には手信号をすることを教わりましたが、今でも手信号は推奨しているのですか。

【警察】

道路交通法第53条の合図として、今でも法律で定められたルールです。

【委員】

高齢者が自転車で車道を走行すると、ふらついていたり大変危険ですが何か対策はありませんか。

【警察】

70歳以上の方は、自転車で歩道を通行することが例外で認められていますので、運転に不安がある方は歩道を通行していただくのが良いです。

【委員】

道路上で自転車はどこを走れば良いですか。

【警察】

自転車は道路の左に寄って走ります。

道路交通法では、路側帯のある道路では自転車は路側帯を通行することができると定められています。

ただし、歩道のない道路の路側帯を通行する場合、歩行者が路側帯を歩いている場合には歩行者を優先してください。

【委員】

自転車に乗ってパトロールなどはしていないのですか。

【警察】

他県では自転車の利用はありますが、地域の事情により使い分けています。

北海道は管轄範囲が広く、迅速な事案対応をするため現場臨場においても機動力のあるパトカーを利用しています。

【委員】

警察官が自転車に乗って見本を見せてみてはいかがでしょうか。

【警察】

安全対策の施策として、参考とさせていただきます。

- 8 次回の開催予定
9月を予定